

○防衛省告示第二百二十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が平成二十九年十一月二十九日次のとおり決定された。

平成二十九年十一月三十日

防衛大臣 小野寺五典

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
四一五二	呉第六突堤	呉市	国有	土地…約一〇平方メートル	

平成二十九年十一月十日

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
三〇一三	横田飛行場	福生市	国有	建物…約三二〇平方メートル	

航空自衛隊が警衛所として共同使用する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
三〇一三	横田飛行場	立川市、福生市	国有	工作物…冷暖房装置	

ユーティリティ（給汽）として追加提供する。

五一二五	健軍駐屯地	熊本県菊池郡菊陽	国有	土地…約一八三、〇〇〇平方メートル	
------	-------	----------	----	-------------------	--

		町、上益城郡益城町	国有	建物…約一五、〇〇〇平方メートル	
--	--	-----------	----	------------------	--

			国有	工作物…門等	
--	--	--	----	--------	--

訓練施設として追加提供する。

使用期間…平成二十九年十二月六日から
同月二十日までの間

陸上自衛隊健軍駐屯地の施設の一部を、
地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設
及び区域として提供する。この場合にお
いて、合衆国軍隊がこの施設及び区域を
使用している期間中は、地位協定の関連
ある条項が適用される。

六〇〇九 キャンプ・シユワブ 名護市

国有

工作物…囲障等

駐車場として追加提供する。